

# 関西照明器具工業協同組合 青栄会慶弔見舞金規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、関西照明器具工業協同組合青栄会登録員の慶弔に関する事項について定めることを目的とする。

## (祝 金)

第 2 条 次の祝事があった場合は、祝金を給付し、祝電を送る。

(1) 青栄会登録員本人が結婚の時(初婚のみ) 30,000円

## (出産祝い)

第 3 条 次の祝事があった場合は、祝金を給付する。

(1) 第一子の場合 10,000円

(2) 第二子の場合 5,000円

## (弔 慰 金)

第 4 条 次の弔事があった場合に弔慰金を給付し、弔電を送る。

(1) 本人が死亡したとき (檜または供花一对と香典) 30,000円

(2) 配偶者が死亡したとき (檜または供花一对と香典) 20,000円

(3) 実父母が死亡したとき (檜または供花一对と香典) 10,000円

(4) 子女が死亡したとき (檜または供花一对と香典) 10,000円

## (傷病見舞金)

第 5 条 本人が傷病、事故入院の場合に見舞金を給付する。

(1) 傷病、事故により、その療養期間が2週間以上に及んだとき 10,000円

## (災害見舞金)

第 6 条 本人の事業施設、住居等が不慮の災害により損害を受けた場合に給付する。

(1) 家屋全壊、全焼、流出の場合 30,000円

(2) 家屋半壊、半焼の場合 20,000円

(3) 床上浸水、一部破損の場合 10,000円

## (その他)

第 7 条 その他、特に必要と認める場合、又はこの基準により難しい場合においては、会長及び副会長がその都度相談の上、実施するものとする。

2 本規程に基づき金品を受領したものは、その返礼は行わないものとする。

## 付 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。